

改正

昭和五七年 四月規則第二四号

平成 八年 三月規則第一八号

平成一〇年一二月規則第七七号

平成一三年 一月規則第六号

平成一七年 三月規則第一八号

平成一七年 六月規則第六六号

平成二一年一二月一五日規則第六七号

平成二六年 三月二〇日規則第一一号

江戸川区総合体育館条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、江戸川区総合体育館条例（昭和四十四年十二月江戸川区条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第二条 江戸川区総合体育館（以下「体育館」という。）の開館時間は、午前九時から午後九時三十分までとする。

一部改正〔平成一七年規則六六号〕

(利用時間)

第三条 体育館の利用時間は、前条に定める開館時間の範囲内で条例第十五条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が定めるものとする。ただし、指定管理者は区長の承認を得て、変更することができる。

2 利用時間は、指定管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

全部改正〔平成一七年規則六六号〕

(利用料金)

第四条 条例第七条第二項に規定する付帯設備、備付器具及びその利用料金は、別表第一に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

全部改正〔平成一七年規則六六号〕

(利用申請)

第五条 体育館の施設及び備付器具を貸切利用しようとする者は、別表第二に定める期間内に利用申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 一般公開を利用しようとする者は、条例別表第二に定める区分に従い、利用料金と引換えに利用券の交付を受けなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六六号〕

(利用承認)

第六条 指定管理者は、前条第一項の申請につき、その利用を承認したときは、申請者に対して利用承認書を交付する。

一部改正〔平成一七年規則六六号〕

(承認の変更等)

第七条 前条により利用承認を受けた者が、利用条件の変更又は利用の取消しをしようとするときは、指定管理者に願い出なければならない。

一部改正〔平成一七年規則六六号〕

(利用制限の通知)

第八条 指定管理者は、条例第九条の規定により利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用者に対して利用制限通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成一七年規則六六号〕

(利用料金の還付)

第九条 条例第八条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、これに当てはまるときは、その所定額を還付することができる。

- 一 条例第九条第三号の規定に基づき、利用承認を取り消したとき。 全額
- 二 利用者の責任によらない理由によつて利用できないとき。 全額
- 三 利用期日の三十日前までに第七条の規定による取消しの申出があり、利用の取消しに相当の理由があると認められるとき。 五割
- 四 利用者の責任によらない理由によつて利用承認時間の三分の二以上を利用できないとき。 五割

2 備付器具の利用料金の還付については、前項各号の規定を準用する。

3 前二項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付請求書を指定管理者

に提出しなければならない。

一部改正〔平成一〇年規則七七号・一三年六号・一七年一八号・六六号〕

(禁止行為)

第十条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 条例第十条第一項の規定に違反すること。
- 二 承認外の施設を利用すること。
- 三 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 四 無断で設備その他の現状を変更すること。
- 五 前各号のほか、管理上支障があると認められる行為をすること。

2 前項各号に該当すると認めるときは、第八条に規定する手続を準用する。

一部改正〔平成一七年規則六六号〕

(損害賠償手続)

第十一条 利用者は、施設又は付帯設備等をき損又は滅失したときは、直ちに区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出を受けたときは、調査のうえ現物賠償又は賠償額を決定する。

3 利用者は、前項の決定を受けたときは、直ちに区長に対して現物を賠償し、又は賠償額を支払わなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六六号〕

(係員の指示)

第十二条 利用者又は入場者は、その利用又は入場について係員の指示を守らなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六六号〕

(休館日)

第十三条 体育館の休館日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日定めることができる。

一部改正〔平成一七年規則六六号〕

(指定申請書の提出等)

第十四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十七条第二項に規定する事業計画書及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 総合体育館の管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書
- 二 法人の定款
- 三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書
- 四 法人の事業経歴及び概要
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
追加〔平成一七年規則六六号〕
(様式)

第十五条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

追加〔平成一七年規則六六号〕

(委任)

第十六条 この規則の施行に関し、必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔平成一七年規則六六号〕

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、江戸川区総合体育館条例施行規則（昭和四十五年五月江戸川区教育委員会規則第二号）により、既に利用の承認を受けている者については、この規則により利用の承認を受けた者とみなす。

付 則（中間省略）

付 則（平成一三年一月一八日規則第六号）

- 1 この規則は、平成十三年二月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の江戸川区総合体育館条例施行規則第九条及び別表第三の規定は、平成十三年四月一日以後に利用する者から適用し、平成十三年四月一日前に利用する者及びこの規則の施行前に既に承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成一七年三月二五日規則第一八号）

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

付 則（平成一七年六月二四日規則第六六号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十三条の次に二条を加える改正規定

(第十四条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二十一年一月一五日規則第六七号)

- 1 この規則は、江戸川区総合体育館条例の一部を改正する条例(平成二十一年十二月江戸川区条例第三十号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。(平成二十二年五月規則第三十二号で、同二十二年五月十六日から施行)
- 2 新たに供用されることとなるアーチェリー場の利用に係る最初の受付時期は、この規則による改正後の江戸川区総合体育館条例施行規則別表第二の規定にかかわらず、別に区長が定める。

付 則 (平成二六年三月二〇日規則第一一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の江戸川区総合体育館条例施行規則別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表第一(第四条関係)

一 付帯設備利用料金

種別	単位時間	利用料金	
駐車場	一時間	小型・普通車	最初の一時間 二〇〇円
			以後 一〇〇円

備考 第三条の規定にかかわらず、利用時間は、午前零時から午後十二時までとすることができる。

二 備付器具利用料金

種別	器具	利用区分	利用料金
体操	鉄棒、吊(つり)輪、平均台、平行棒、鞍(あん)馬、跳馬、床運動用マット、各種マット、跳箱	一種目 一式一回	四一〇円
バスケットボール	バスケット台等	一面	四一〇円

		一式一回	
バレーボール	支柱、ネット、審判台、得点板等	一面 一式一回	四一〇円
テニス	支柱、ネット、審判台等	一式一回	四一〇円
トランポリン	トランポリン	一式一回	四一〇円
バドミントン	支柱、ネット、得点板等	一面 一式一回	二一〇円
卓球	卓球台、ネット、防球柵等（主競技場を利用する場合）	一式一回	二一〇円
ハンドボール	ゴールネット等	一面 一式一回	二一〇円
柔道	畳、外枠等（主競技場を利用する場合）	一面 一式一回	一、〇三〇円
アーチェリー	弓、矢	一式一回	二一〇円
	電光表示装置	一式一回	四一〇円
	拡声装置	一式一回	四一〇円
	マイクロフォン（ワイヤレスを含む。）	一本一回	二一〇円
	CDプレイヤー	一式一回	二一〇円
	テープレコーダー（テープなし。）	一式一回	二一〇円

備考

一 備付器具の利用料金は、条例別表第一に規定する午前の部、午後の部、夜間の部のそれぞれを一単位とし、全日は三単位として計算する。

二 条例別表第一備考第五号及び第六号に規定する利用に係る一時間当たりの備付器具の利用料金は、利用料金を四で除して得た額を上限として、指定管理者が定めた額とする。

一部改正〔平成八年規則一八号・一七年一八号・六六号・二一年六七号・二六年一一号〕

別表第二（第五条関係）

貸切利用受付時期

施設名	受付時期
-----	------

主競技場	利用期日の三箇月前から
柔道場	
剣道場	
弓道場	
アーチェリー場	
エアライフル射場	
卓球場	
トレーニング室（共通）	
温水プール	
会議室	

備考

- 一 主競技場を体育目的以外の行事に利用する場合又は二分して利用する場合の受付時期は、利用期日の二箇月前からとする。
- 二 アーチェリー場をアーチェリー以外の目的で利用する場合の受付時期は、利用期日の二箇月前からとする。
- 三 区主催又は共催事業等で利用する場合で、区長が必要と認めた場合は受付時期前に受け付けることができる。

全部改正〔平成二十一年規則六七号〕